

行橋市建設工事中間前金払の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市が発注する土木建築に関する工事（当該工事の設計、調査及び測量を除く。以下「建設工事」という。）に要する経費につき、行橋市公共工事等前金払の取扱に関する要綱（平成22年3月行橋市告示第16号。以下「前金払要綱」という。）に定めるところにより実施している前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる建設工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 1件の契約金額が500万円以上であること。
- (2) 前金払要綱に基づいて、既に前金払が行われていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象となる経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(中間前金払の割合)

第4条 中間前金払の割合は、1件の契約金額の10分の2以内（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為等に係る契約の特例)

第5条 債務負担行為又は継続費に係る複数年度にわたる契約で、前払金を各会計年度の出来高予定額に対してするものについては、各会計年度の年度割に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができる。

(債務負担行為等に係る部分払)

第6条 中間前金払は、部分払と併用することができない。ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事の各会計年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に対する当該年度末の出来高及び繰越に係る工事に対する年度末の出来高については、部分払をすることができる。

(中間前金払の認定方法)

第7条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（様式第2号）（以下「請求書等」という。）を市長へ提出し、中間前金払に係る認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、当該提出があった日から起算して7日以内に第2条に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、適当であると認めるときは、中間前金払認定調書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の規定による審査において、第2条第5号については、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除いて、同条に規定する要件を満たすものとみなす。

4 市長は、第1項の規定により提出された請求書等の内容に疑義がある場合は、根拠となる資料の提示等を求めることができる。

(中間前払金の請求等)

第8条 中間前払金の認定を受けた受注者は、市長に対して、工期末（第5条の規定により中間前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末とする。）を保証期限とする保証事業会社が発行する保証証書を寄託して、中間前払金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する請求があったときは、市長は、当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を当該受注者に支払うものとする。

3 受注者は、第1項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相

手方である保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年3月7日告示第14号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

行橋市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

認 定 請 求 書

下記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

| | |
|--------|-----------------------|
| 工 事 名 | |
| 工事場所 | |
| 工 期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 請負代金額 | 円 |
| 工事履行状況 | 別紙 工事履行報告書（様式第2号）のとおり |

【工事担当課 記載欄】

当該案件は、下記要件を満たしていることが確認できたことを報告します。

- （1）工期の2分の1を経過している。
- （2）工程表により当該時期までに実施すべき作業が行われている。
- （3）既に行われた作業に要する経費は契約金額の2分の1以上である。

年 月 日

| 担当 | 係長 | 課長 |
|----|----|----|
| | | |

工事履行報告書(中間前払金用)

報告日: 年 月 日

行橋市長 殿

【受注者】
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記の工事について、中間前払金に係る工事履行状況を報告します。

工事名: _____
工事場所: _____
工 期: _____

| 工 種 等 | 工 程 等 | | | | | | | | | | | | 構成率 (%) | 進捗率 (%) | 出来高率 (%) (自動計算) | 備考 | |
|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------------|------------|-----------------------|----|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予定 | | | | | | | | | | | | | % | % | % | |
| | 実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | 0 % | | % | | |

【注意事項】

- 注1 契約時に提出した工程表等に基づき作成し、工程に変更が生じた場合は、工種等及び工程等の欄は適宜増減すること。
- 注2 工種別の分類項目及び構成率は、監督員との協議による。
- 注3 中間前払金請求時の進捗率の記入に当たっては、事前に監督員と協議すること。

様式第3号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

殿

行橋市長 印

中間前金払認定調書

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。

| | |
|---------|---------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 請負代金額 | |
| 摘 要 | |